

# 事業活動温暖化対策計画書等

# 記載の手引き

2021年版 (Ver. 1.0)

神奈川県

# 目次

はじめに	1
I 計画書等の提出について	2
1 毎年度当初の確認フロー	2
2 提出時期	2
3 提出方法	3
4 委任状の取扱い	3
II 各書類の記載要領	4
【提出書類一覧表】	4
1 排出状況報告書（第5号様式）の記載要領	5
◆【毎年度当初の確認フロー】（再掲）	5
◆【提出書類】（再掲）	5
◆【一般的な書類作成～提出の流れ】	6
◆別紙1（エネルギー起源二酸化炭素排出量計算表）	7
◆別紙2（自動車管理表）	11
◆報告書第1面（総括票）	15
◆報告書第2面（総括票）	17
◆報告書第3面（総括票）	19
◆報告書第4面（個別票）	21
2 結果報告書（第7号様式）の記載要領	23
◆【毎年度当初の確認フロー】（再掲）	23
◆【提出書類】（再掲）	23
◆【一般的な書類作成の流れ】	25
◆別紙1（エネルギー起源二酸化炭素排出量計算表）	27
◆別紙2（自動車管理表）	31
◆別紙3-1（工場等対策チェックリスト_運用対策）	35
◆別紙3-2（工場等対策チェックリスト_設備導入等対策）	37
◆別紙4（自動車対策チェックリスト）	39
◆報告書第1面（総括票）	41
◆報告書第2面（総括票）	43
◆報告書第3面（総括票）	47
◆報告書第4面（総括票）	51
◆報告書第5面（総括票）	53
◆報告書第6面（総括票）	55
◆報告書第7面（個別票）	57
◆報告書第8面（個別票）	59
3 計画書（第1号様式）の記載要領	61
◆【毎年度当初の確認フロー】（再掲）	61
◆【提出書類】（再掲）	61
◆【一般的な書類作成の流れ】	63
◆別紙1（エネルギー起源二酸化炭素排出量計算表）	65

◆別紙2（自動車管理表）	67
◆別紙3-1（工場等対策チェックリスト_運用対策）	69
◆別紙3-2（工場等対策チェックリスト_設備導入等対策）	71
◆別紙4（自動車対策チェックリスト）	73
◆計画書第1面（総括票）	75
◆計画書第2面（総括票）	77
◆計画書第3面（総括票）	79
◆計画書第4面（総括票）	85
◆計画書第5面（総括票）	89
◆計画書第6面（総括票）	93
◆計画書第7面（総括票）	97
◆計画書第8面（個別票）	99
◆計画書第9面（個別票）	101
<b>4 変更（廃止・休止・再開）届出書（第2号様式）の記載要領</b>	<b>103</b>
<b>5 中止届出書（第4号様式）の記載要領</b>	<b>105</b>
参考1：事業活動温暖化対策計画書制度の概要	108
1 制度導入の背景	108
2 制度の基本体系	109
3 制度の特徴	110
4 対象者	112
5 特定大規模事業者に該当するか否かの確認に当たっての留意事項	113
6 計画の策定範囲（横浜市及び川崎市の制度との関係）	117
参考2：事業活動温暖化対策指針	120
1 目的	120
2 用語の意義	120
3 原油換算エネルギー使用量の算定等	120
4 計画書の記載事項の検討	121
6 排出状況報告書の提出（条例第14条）	124
7 結果報告書の提出（条例第15条）	125
8 指導、助言及び改善の求め（条例第17条）	125
9 中小規模事業者等が作成する計画書に関する事項	125
別表第1 エネルギーの種類ごとの単位発熱量	126
別表第2 エネルギーの種類ごとの二酸化炭素排出係数	127
別表第3 工場等対策	128
業務部門	128
産業部門	131
別表第4 自動車対策	135
別紙 エネルギー起源二酸化炭素排出量計算表の例	137
参考3 改訂履歴	138

## はじめに

神奈川県では、地球温暖化対策を強化するため、平成21年7月に地球温暖化対策推進条例を制定しました。地球温暖化を防止するためには、温室効果ガスの排出に関わる様々な主体が積極的な取組みを行うことが必要であることから、条例では、事業者、県民など各主体の役割を明確にし、各主体が連携・共同した取組みを進めていくこととしています。

特に、本県の温室効果ガスの排出量の3分の2を占める事業活動に伴う排出量を削減するため、「事業活動温暖化対策計画書制度」（以下「制度」という。）を導入することとしました。

この制度は、一定規模以上のエネルギーを使用する事業者には二酸化炭素排出量の削減に向けた目標、その目標を達成するための対策等を盛り込んだ計画書を提出していただき、その進捗状況の管理を求め、温室効果ガスの削減を図るものです。

この「記載の手引き」（以下「手引き」という。）は、事業者が提出する計画書、排出状況報告書などの書類作成方法について具体例や留意事項を示しながら解説したものです。この手引きを参考に、それぞれの事業活動の内容や形態に合わせた計画書等を作成してください。

なお、この手引きで使用されている用語は、特に規定していない場合は、神奈川県地球温暖化対策推進条例、同施行規則及び事業活動温暖化対策指針で使用されている用語と同じものを示しています。

### 【関係法令の表記】

この手引きにおいて、関係法令は次のように略して記載しています。

- ・「省エネ法」：エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ・「温対法」：地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・「自動車NO<sub>x</sub>・PM法」：自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）
- ・「条例」：神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号）
- ・「規則」：神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成21年神奈川県規則第73号）
- ・「指針」：事業活動温暖化対策指針（平成21年神奈川県告示第550号）

### 【計画書等の作成に関する問合せ先】

神奈川県 環境農政局 環境部 環境計画課 計画書審査グループ

住 所：〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電 話：045-210-1111 （内線）4086、4087

e-mail：jigyou-ondanka@pref.kanagawa.jp

URL：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6674/>

（各種様式は上記ページからダウンロードできます。）



神奈川県 事業活動

検索

